

# 鉱業法の一部を改正する等の法律の概要

平成23年12月  
経済産業省

## 1. 法律改正の趣旨

資源価格が高騰・乱高下し、資源獲得競争が激化する中、海外での資源権益の獲得に加え、国内での資源開発を着実に進める必要がある。他方、国内資源開発の制度基盤である鉱業法は、制定（昭和25年）以来、本格的な改正がなされておらず、以下の問題が発生している。

- (1) 鉱業権の設定を受けようとする出願者に対し、技術的能力などを求める規定がなく、開発主体の適切性を担保できないことから、能力に欠ける者など、資源政策上、適切でない主体の鉱区設定や出願が存在する。
- (2) 先に出願した者が優先して鉱区を取得する制度（先願主義）となっているため、当面の開発意欲のない者などによる実態を伴わない申請が行われている。
- (3) 資源探査の規制が存在せず、無秩序な資源探査活動が行われている（特に海域においては、外国船による事例が存在）。

本改正法は、このような状況を踏まえ、国内資源を適正に維持・管理し、適切な主体による合理的な資源開発を行う制度体系を構築することを目的とするものである。

## 2. 法律改正の概要

### (1) 鉱業法の一部改正

#### ① 鉱業権の設定等に係る許可基準の追加

適切な主体により合理的な資源開発が行われるよう、鉱業権の設定等における許可基準に、技術的能力及び経理的基礎を有する者であることや、鉱業権の設定を受けようとする者が実施する鉱業が公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがないこと等を追加する。

## ② 鉱業権の設定等に係る新たな手続制度の創設（特定区域制度）

国民経済上特に重要であり、その安定的な供給の確保が特に必要な特定鉱物（石油・天然ガス等）について、現行の先願主義に基づく出願手続を見直し、適正な管理の下で最も適切な主体が鉱業権の設定の許可を受ける手続制度を創設する。

### <具体的な手続イメージ>

- ・ 国による鉱区候補地（特定区域）の指定及び開発事業者の募集
- ・ 申請者について、許可の基準に適合しているかを審査
- ・ 適合している者の中から特定鉱物の合理的開発その他の公共の利益の増進の見地から定める評価の基準に従い最も適切な者を選定
- ・ 選定された事業者に対して鉱業権の設定を許可

## ③ 鉱物の探査に係る許可制度の創設

鉱物の探査（鉱物資源の開発に必要な地質構造等の調査のうち鉱物の掘採を伴わないものであって、一定の区域を占有して行うもの）を行う者に対して、事前の許可を求めることとする。

また、国が鉱物の存在状況を把握するため必要があると認めるときは、探査の結果の報告を求めることができる等の措置を講じる。

## （２）石油及び可燃性天然ガス資源開発法の廃止

石油及び可燃性天然ガス資源開発法については、同法の施行状況等を踏まえ、その役割を終えたことから、併せて廃止することとする。

### 3. 施行期日

公布の日（平成23年7月22日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。